令和８年第２回定例会

（　第４日　）

令和８年６月１９日

令和８年第２回平川市議会定例会会議録（第４号）

○議事日程（第４号）令和８年６月19日（金）

第１　議会改革特別委員会の設置及び委員の選任

第２　議案第 45 号　平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 47 号　平川市地域づくり活動拠点施設条例案

議案第 48 号　平川市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第 49 号　財産の取得について

議案第 50 号　令和８年度平川市一般会計補正予算（第１号）案

議案第 51 号　令和８年度平川市尾崎財産区一般会計補正予算（第１号）案

議案第 52 号　令和８年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第１号）案

議案第 53 号　令和８年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第１号）案

議案第 54 号　令和８年度平川市小和森財産区一般会計補正予算（第１号）案

議案第 55 号　令和８年度平川市沖館財産区一般会計補正予算（第１号）案

議案第 56 号　令和８年度平川市原田財産区一般会計補正予算（第１号）案

第３　議案第 46 号　平川市食産業振興センター条例を廃止する条例案

第４　議案上程及び提案理由説明

第５　議案第 57 号　工事の請負契約の一部変更について

議案第 58 号　財産の取得について

第６　閉会中における議会運営委員会の継続調査について

閉会中における常任委員会の継続調査について

閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について

閉会中における議会改革特別委員会の継続調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

１番　水　木　悟　志

２番　葛　西　厚　平

３番　小　野　　誠

５番　葛　西　勇　人

６番　山　谷　洋　朗

７番　中　畑　一二美

８番　石　田　昭　弘

９番　石　田　隆　芳

10番　工　藤　秀　一

11番　福　士　　稔

12番　佐　藤　　保
14番　桑　田　公　憲
15番　齋　藤　　剛
16番　齋　藤　律　子

○欠席議員（２名）
４番　北　山　弘　光
13番　原　田　　淳

○地方自治法第121条による出席者

市長	工藤貴弘
副市長	對馬謙二
教育長	小山内敏治
選挙管理委員会委員長	大川武憲
農業委員会会長	今井龍美
代表監査委員	鳴海和正
総務部長	對馬一俊
財政部長	一戸昭彦
市民生活部長	小野生子
健康福祉部長	佐藤　崇
経済部長	田中　純
建設部長	中江貴之
教育委員会事務局長	工藤伸吾
平川診療所事務長	齋藤恒一
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	中畑高稔
選挙管理委員会事務局長	齋藤篤也
監査委員事務局長	長濵貴弘

○出席事務局職員

事務局長	今井匡己
主査	佐藤　吏
主査	廣瀬陽史

午前10時00分　開議

○議長（石田隆芳議員）　皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛にお願いします。また、議場内での体調管理のための水分補給を許可しておりますので、御了承願います。

４番、北山弘光議員及び13番、原田　淳議員より、本日の本会議を欠席する旨の届出がありました。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第１、議会改革特別委員会の設置を議題とします。

地方自治法第109条及び委員会条例第６条の規定により、平川市議会基本条例に基づき継続して議会改革に取り組むため、これまでの議会改革特別委員会の議論を継承し、平川市議会基本条例を改正すること等を目的に、６人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員）　異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会を設置することに決定しました。

次に、議会改革特別委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、原田　淳議員、中畑一二美議員、葛西勇人議員、小野　誠議員、葛西厚平議員、水木悟志議員、以上、６人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました６人を議会改革特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任しました議会改革特別委員会委員について、任期は審査が終了するまでとし、任期の起算は選任の日からとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員）　異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員の任期は審査が終了するまでとし、任期の起算は選任の日からとすることに決定しました。

ただいまより、委員会室１において、議会改革特別委員会の正副委員長を互選し、その結果を議長に報告していただきたいと思います。

なお、委員会において、委員長が決定するまで、委員会条例第10条第２項の規定によ

り、年長の委員に臨時委員長として委員長の職務をお願いします。
それでは、暫時休憩します。

午前10時03分　休憩
午前10時09分　再開

○議長（石田隆芳議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
議会改革特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告します。
委員長に葛西勇人議員、副委員長に葛西厚平議員、以上でございます。
議会改革特別委員会委員長、副委員長の就任承諾の挨拶を求めます。
初めに葛西勇人委員長、登壇願います。
（議会改革特別委員会委員長登壇）
○議会改革特別委員会委員長（葛西勇人議員）　皆さん、おはようございます。
ただいま議会改革特別委員会委員長に選出されました葛西勇人でございます。
令和３年に初めて議会改革特別委員会が設置された際は、市民の負託に応え、市民の福祉の向上と市政の持続的な発展に寄与し、安心して住み続けられるまちづくりを実現することを目的として、平川市議会基本条例を策定いたしました。
また、令和６年に改めて設置された議会改革特別委員会では、市民の声を市政に的確に反映し、実効性を高めるため、議員本人の意識を高めていくことを目標とし、議員の倫理意識の向上を目的とする平川市議会議員政治倫理条例を策定し、その後も、議員定数や政務活動費の審査、行政視察費の見直し及び請願と陳情の手引きの策定など、継続的に議会改革に取り組んでまいりました。
今回設置されました議会改革特別委員会においても、これまでの特別委員会での取組と議論を継承しながら、議会の在り方をより時代に合わせるため、平川市議会基本条例の改正などをはじめ、議会運営の見直しなど議会改革に取り組んでまいる所存であります。
引き続き、議員の皆様の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げ、委員長の就任の挨拶とさせていただきます。
（議会改革特別委員会委員長降壇）
○議長（石田隆芳議員）　次に葛西厚平副委員長、登壇願います。
（議会改革特別委員会副委員長登壇）
○議会改革特別委員会副委員長（葛西厚平議員）　皆さん、おはようございます。
ただいま、議会改革特別委員会副委員長に選出されました葛西厚平でございます。
引き続き、葛西勇人委員長を補佐し、スムーズな議会改革特別委員会の運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様御協力お願いいたします。
いささか簡単でございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。
（議会改革特別委員会副委員長降壇）
○議長（石田隆芳議員）　以上で、議会改革特別委員会委員長、副委員長の挨拶は終わりました。
日程第２、総務企画常任委員会に付託した議案を議題とします。

総務企画常任委員会に付託した議案11件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

（総務企画常任委員会委員長登壇）

○総務企画常任委員会副委員長（桑田公憲議員）　改めまして、おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る６月２日の本会議において付託された議案審査のため、６月12日、議場において開催され、出席委員は６名でございました。

議案説明のため、関係部長等の出席を求め、会議の書記には今井紳椰を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案２件、補正予算案７件、その他案件２件、計11件でございました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第45号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、この条例の特別措置の認定を受けた事業者の実績について質問があり、財政部長より、これまで適用となった実績はなく、今後適用を予定している事業者も現時点ではない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に議案第47号平川市地域づくり活動拠点施設条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、施設利用の制限に関する規定について質問があり、総務部長より、公共施設における秩序を乱さないようにするための一般的な規定である旨の答弁がありました。

また委員より、営利目的の施設利用料の料金設定について質問があり、総務部長より、類似施設の考え方を参考に料金を設定している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に議案第48号平川市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、計画の変更内容について質問があり、学校教育課長より、碇ヶ関中学校にエアコン１台を設置する内容である旨の答弁がありました。

また委員より、事業のスケジュール及び想定予算額について質問があり、学校教育課長より、工期は本年８月末までを予定していること、当初予算にはエアコン設置に係る工事請負費を計上済みである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に議案第49号財産の取得についてを議題といたしました。

これに対し委員より、入札の辞退理由について質問があり、財政部長より、今回取得するロータリーが小型であったため、大型しか取り扱っていない等の理由による辞退であった旨の答弁がありました。

また委員より、入札参加者が１者となった場合でも入札は成立するのかとの質問があり、財政課長より、郵便による入札を行っており、開札するまでは他の業者の辞退状況や参加者数が分からないため、競争原理が働いていることから入札は成立する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に議案第50号令和８年度平川市一般会計補正予算（第１号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、地域農業構造転換支援事業補助金について質問があり、農林課長より、農地を引き受ける担い手が、規模拡大などに取り組む場合に必要となる農業用機械等の導入を支援するもので、申請者は１名でコンバイン１台の導入に係るものであるとの答弁がありました。

また委員より、食産業振興センター解体設計委託料について、利用者からの存続要望の有無や今後のスケジュールについて質問があり、農林課長より、市への直接の存続要望は２件あったことと、遅くとも７月上旬までには利用者説明会を開催する予定である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に議案第51号令和８年度平川市尾崎財産区一般会計補正予算（第１号）案から議案第56号令和８年度平川市原田財産区一般会計補正予算（第１号）案までの６件を一括議題といたしました。

これに対し委員より、財産区山林の維持管理が困難になっているため、基金の取崩しの柔軟性や、今後の管理の在り方について検討する考えはあるのか質問があり、総務課長より、人材の不足は全国的な課題であると認識しており、今後の運用方法等について各財産区と話合いを重ねていきたい旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、以上の６件については全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和８年６月19日、総務企画常任委員会委員長、桑田公憲。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長（石田隆芳議員）　総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

初めに討論の通告がありました、議案第50号令和８年度平川市一般会計補正予算（第１号）案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、審査の経過及び結果に対してであります。

委員会のてんまつについては、タブレットを御参照願います。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員）　質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の討論の通告がありましたので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。

なお、討論する際は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員）　議案第50号令和８年度平川市一般会計補正予算（第１号）案に、反対討論を行います。

歳入22款市債に食産業振興センター解体事業850万円、歳出６款農林水産業費７目食産

業振興費に、解体の設計等委託料949万3,000円が計上されていることから反対をします。
○議長（石田隆芳議員）　次に、原案に賛成の討論の通告がありましたので、１番、水木悟志議員の発言を許します。
○１番（水木悟志議員）　議案第50号令和８年度平川市一般会計補正予算（第１号）案について、賛成の立場から討論いたします。
当予算案に計上されている平川市食産業振興センター解体設計委託料については、施設を解体する場合の工事費を算出し、建物と土地を含めた今後の利活用の検討に資するものであります。
施設を解体する、あるいは解体しないで利活用する、この判断においては、民間事業者のアイデアを聞くためのサウンディング調査を行いながら検討していくとのことであり、人口減少対策を推進するためには必要なものであると考えます。
また、このほか、当予算案には、物価高の影響を受ける独り親世帯への給付や今冬の雪害により被災した農業用ハウスの修繕など、いずれの事業も対象となる市民の皆様のためには迅速な対応が必要とされるものが計上されております。
このことから、令和８年度平川市一般会計補正予算（第１号）案に賛成するものであります。
○議長（石田隆芳議員）　ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石田隆芳議員）　討論を終わります。
議案第50号を採決します。
委員長報告は原案可決です。
この採決は、電子表決システムにより採決します。
まず、参加ボタンを押してください。
本案を、委員長報告のとおり原案可決と決することに、賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。
（電子表決）
○議長（石田隆芳議員）　ボタンの押し忘れはございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石田隆芳議員）なしと認めます。
賛成多数です。
よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、総務企画常任委員会に付託した、議案第50号を除く10件を一括議題とします。
会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。
御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石田隆芳議員）　質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石田隆芳議員）　討論を終わります。

これより、総務企画常任委員会に付託した議案第50号を除く10件を一括議題とします。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員）　異議なしと認めます。

よって、ただいまの10件については委員長報告のとおり可決されました。

日程第３、建設経済常任委員会に付託した議案第46号を議題とします。

建設経済常任委員会に付託した議案の審査の経過と結果について委員長報告を求めます。

委員会条例第12条第２項の規定により、同常任委員会の年長委員である工藤秀一委員、登壇願います。

（建設経済常任委員会委員登壇）

○建設経済常任委員会委員（工藤秀一議員）　建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る６月２日の本会議において付託された議案審査のため、６月12日、委員会室１において開催され、出席委員は３名でございました。

委員長及び副委員長が欠席のため、私、工藤秀一が委員長の職務を行いました。

議案説明のため、関係部長等の出席を求め、会議の書記には竹浪　駿を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例廃止案１件でございました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

議案第46号平川市食産業振興センター条例を廃止する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、食産業振興センターの廃止に至った経緯について質問があり、経済部長より、同施設は平成10年に県の食品加工研究施設として整備され、平成28年３月に市に譲渡されたものであり、６次産業化推進の拠点施設として運営してきたが、今後、施設全体の改修及び機器更新に約２億6,000万円、さらに年間約1,600万円の維持管理費が必要となる試算結果を踏まえ、施設の継続は困難であると判断し、廃止に至った旨の答弁がありました。

また、利用者への周知期間や説明の状況について質問があり、経済部長より、廃止までの周知期間は本年３月から１年間であり、なるべく早い時期に利用者説明会を開催し理解を求めていく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和８年６月19日、建設経済常任委員会委員、工藤秀一。

（建設経済常任委員会委員降壇）

○議長（石田隆芳議員）　建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員）　質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。

なお、討論する際は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員）　議案第46号、廃止の発表が稚拙で唐突な、平川市食産業振興センター条例を廃止する条例案について反対をいたします。

食ラボの利用者に対する説明会を開催することもなく、今後の利用者の加工活動にも不安を与えている平川市の非情な行政手法には、強い憤りを覚えています。

平成28年、青森県から譲渡を受け、市直営の食品加工施設として運営してきた食ラボを、市は竣工から27年経過した施設の老朽化と、100万円の収入に対し維持管理費は1,600万円を要する、こうした運営費を廃止の理由に挙げています。

利用者も市外や非農家が増え、本来の目的である農業者等が地域の農産物を自ら加工し、付加価値の高い加工品を製造するという趣旨から少し外れた状況にあることや、また、市内の利用者は特定の利用者に偏る傾向にあり、幅広く平等な支援を目指す狙いとは裏腹に範囲が狭い支援となっている、こうしたことなどを問題として述べています。

市がこれまで、市外や非農業者に門戸を広げてきた自らの政策が、本来の趣旨から外れていたことを認め、市内の６次産業化を実践してきた利用者に対しては、特定の利用者に偏り、幅広く平等な支援が狭い支援に偏ったと、政策に対する市の変更や改善を行ったかには触れずに、思いどおりにいかなかったことを今気づいたかのように述べています。

また市長は、地元産のりんごやミニトマトなどを使用した加工品を学校給食に提供したが、購入による調達に比べ費用が高くついたとも述べ、全国的な地産地消の運動から、６次産業化への流れ、目的でもある学校給食と食育推進に否定的な見解も述べています。

令和６年10月改定の平川市食産業振興センター食ラボひらかわ管理運営方針にある設置目的には、農業者の所得向上を図るとあります。

しかし、令和８年３月９日、石田昭弘議員の一般質問で、食ラボを利用し６次産業化に取り組んだ結果、目的で掲げているところの農業者の所得はどれくらい向上したのか、この質問に対し、所得がどの程度向上したかについては調査していないと答えています。

これは職務怠慢ともいえる答弁ではないかと思います。利用者は加工活動を断たれ、収入も減少します。今後に不安を抱えている利用者と向き合おうとしない市の姿勢は、利用者の不安に配慮を欠き、市の優位性や立場を利用した傲慢そのものと言えます。

これからの平川市の未来に関する総合計画や産業構想、食・農・観の拠点施設など、様々に言葉が飛び交っていますがこれからどのように展開していくのか。全体像が全く見えない中で、今後につなげる意味でも、これまで６次産業化推進を市と一緒に行ってきた利用者との参加型政策評価が必要ではないでしょうか。

その１つが説明会ではないかと思っています。最後の話合いではないか、意見を聞く場ではないかと思っています。

これまで何を実現できたのか、何がまた実現できなかったのか、別のやり方はなかったのかなど、利用者、住民、関係者との対話を通じて政策の成果を評価する。こうした行政評価が不可欠です。

行政評価をしないことには、これから幾ら多額のお金をつぎ込んでも、次につなげる

ことはできない、成功はありえないと考えています。
議案第46号平川市食産業振興センター条例を廃止する条例案は、不当極まりない提出議案で、廃案が相当と判断し、強く反対をいたします。
最後に、工藤貴弘市長に申し上げます。
こうした理不尽な提出議案には、市長が歯止めをかける役割を持っているのではないかと思っています。
自らの公約、人口減少対策のためとはいえ、これでは市役所ファーストではないでしょうか。
行政の基本は、市民ファーストを貫く、こうしたやり方に徹してほしいと願っています。
以上、反対討論を終わります。
○議長（石田隆芳議員）　次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、10番、工藤秀一議員の発言を許します。
○10番（工藤秀一議員）　議案第46号平川市食産業振興センター条例を廃止する条例案について、賛成の立場から討論いたします。
平川市食産業振興センターは、県から譲渡を受けて供用を開始してから10年、施設の竣工からは28年を経過しており、設備や加工機械の老朽化の状況から、今後も継続して利用するには施設の大規模改修や加工機械の更新が必要となり、多額の財政支出が想定されます。
先般、農林課から議員へ配付された資料によると、年間の維持管理費が約1,700万円であるのに対し、年間の利用料は約100万円で、利用料収入だけでは維持管理経費を到底賄い切れないものとなっております。
当施設が廃止された場合、現在利用されている方におかれましては不便を生じさせることとなりますが、代替案も考えていられること、また、施設運営の実態や今後の維持管理の見通しなどを踏まえ、施設そのものの在り方は新たな視点により見直す必要があると考えます。
以上の観点から総合的に判断し、今後の施設運営の継続は難しいと判断した本案件について、賛成するものであります。
○議長（石田隆芳議員）　ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石田隆芳議員）　討論を終わります。
これより、建設経済常任委員会に付託した議案第46号平川市食産業振興センター条例を廃止する条例案について、採決します。
委員長報告は原案可決です。
この採決は、電子表決システムにより採決します。
まず、参加ボタンを押してください。
本案を、委員長報告のとおり原案可決と決することに、賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。
（電子表決）
○議長（石田隆芳議員）　ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員）　なしと認めます。

賛成多数です。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４、議案上程及び提案理由説明に入ります。

本日、市長より議案第57号工事の請負契約の一部変更について及び議案第58号財産の取得についてが提出されました。

議案第57号及び議案第58号を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

（市長登壇）

○市長（工藤貴弘）　それでは、上程いたしました議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思います。

議案第57号工事の請負契約の一部変更については、令和８年第１回平川市議会定例会議案第43号をもって議決を経ました、金田小学校外構整備工事（ゼロ市債）について、契約金額を変更する必要が生じたことから、地方自治法第96条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。

変更内容といたしましては、盛土規制法の適用に伴う残土処分費の増額及び適用労務単価の上昇などにより、契約金額に1,581万8,000円を追加するものであります。

今回、契約変更が生じた要因についてですが、残土処分については情報収集が不完全であったこと。また、そのほかの案件については設計業者との意思疎通が不十分であったことから生じたものであり、この点につきまして改めておわび申し上げます。

今後はこのようなことがないよう、組織横断的な協力体制、相談体制の構築、事業関係者との意思疎通の確認など、全職員へ指示し徹底してまいりますので御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第58号財産の取得については、防災行政無線用スピーカー277台を取得するため、株式会社東晴、代表取締役雪田和也と9,350万円で契約を締結するものであります。

以上が本日提出いたしました議案の概要でありますが、細部につきましては、議事の進行に伴い御質問に応じ、本職をはじめ関係者からそれぞれ御説明を申し上げたいと思います。

議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

（市長降壇）

○議長（石田隆芳議員）　以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第５、議案の審議に入ります。

議案第57号及び議案第58号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第57号及び議案第58号については、直ちに審議することに決定いたしました。

議案第57号工事の請負契約の一部変更についてを議題とします。

質疑に入ります。御質疑ありませんか。

齋藤　剛議員。

○15番（齋藤　剛議員）　ただいま議長の発言の許可いただきまして、若干、発言させていただきます。

市長はただいま、演壇にて、非常に申し訳ないような釈明の言葉もございました。

でも、我々議員も市長と同じ権限ではありませんけども議決権はあります。

したがって、市長もこういうわけで、うちの職員迷惑したっていうような、そういう言葉は使っていませんけども、釈明したっちゅうことは、やっぱり議員の皆さんとも話して結論を出すべきだなと思っています。例えば、先日、こういうお話もありましたけども、うちほうの落ち度もあるっていうようなニュアンスで、私、電話で聞きました。

でもやっぱり職員の落ち度といえども、それは市長の落ち度になるわけです。

我々議員も、議決権は持っています。

したがって、市長と同じ方を向いて同じ車の車輪だと思って、一議員として、市民のために一生懸命議論を交わしているつもりでございます。

市側のサイドでこうなるはんでって、一方的に議員の皆さんも全員賛成というわけでないのかもしれません。

でも、抜根とかって、非常に小さな額です。それが、今、急に抜根にお金が110万円かかりますと言っても、これは、伐倒したときの話であり、抜根は今から30年も50年もあるわけでございません。

これ、改築にあたり、今、外構工事やって、それでその前の木切ったときの処分しないで、今、変更になったかもしれませんけども、抜根にお金がかかるっていうのはやっぱりミスだったと思います。

そしてそれに対して、市民の皆さんのこの物価高騰の折の、へずねえときってすのがな、苦しいとき税金は払っています。

でもこういう、無駄な税金と言えばまた違う解釈になるかもしれませんけども、これは前の工事の片づけであって、今の工事の差し支えになるもんだったら、やっぱり役所の皆さんもそれをちゃんと認識し、これ今のうちに片づけねばまねべ。

例えば、りんご後継者がなくて、木伐採さねばまねったときは、やっぱり木きった切って、その木のくずも全部片づげで、根っこも抜いで、今度ナスでもトマトでキュウリでも､後の人が植えるような形にするのが工事の完了ではないでしょうかと思いまして、私は、今のところは、反対する気持ちでおります。

なぜ抜根、今の工事になったのか、もう一度詳しく教えてください。

○議長（石田隆芳議員）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾）　まずもって今、これまでの私の説明、拙い説明によりまして､議員の皆様に不信感ですとか､混乱させましたことにおわび申し上げます。

木の伐採の件についてでございますが、当初の設計には既に５か所の木の抜根について当初から予定しておりましたけれども、今回改めて金田小学校の校庭の敷地内の状況を確認しましたところ、さらに９本の伐根が必要な箇所が出てきたということでございましたので、まずもって設計段階において、敷地内を、現場をよく我々も確認するべき

だったところですが、今回抜けてしまったということでございます。
改めておわび申し上げます。
○議長（石田隆芳議員）　齋藤　剛議員。
○15番（齋藤　剛議員）　改めてお願いされても、我々16人の議員さんは、多数決でもの決まるわけです。
したがって、市をはじめ、部長辺りがお願いしますと言えば、多分、私は多数決で負けると思います。
でもやっぱり、これも税金使うわけですから。何回も言うようですけども、議員の皆さんもそうですけども、一般の市民の皆さんも何とかかんとか税金払ってるんですよ。それをこういう無駄な税金の使い方は、私は、市民に対して非常にすまないと思っています。
確かに、私反対したけども負げだねってすんだば、それで通るんだが分かんないけども、もう少し、良識ある判断をお願いしたいと。
例えば、過ぎたことあんまり言いたくありませんけどもちょっと言います。
碇ヶ関の温泉の問題でも……。
○議長（石田隆芳議員）　齋藤　剛議員、今のは議題外になりますので、よろしくお願いします。
○15番（齋藤　剛議員）　議題外だはんで、碇ヶ関温泉の追加の件は言いません。
そういうわけですので、これからも度々追加っていうのは、確実にあると思っています。今までもほとんどそうでした。
したがってそのたんび、辛辣に、これおがしいべおがしいべって何回も言ってきました。
でも結局、今１回だばいがべ、今１回たばいがべって、そして、そのとおりにしてきましたけども。
自分の財産がそうやって、例えば家建てる、2,000万円で建てる。2,100万円になったはんでって、後から大工さんにしゃべられでも、うるせじゃこれ計画どおりやってよって、そうするのが普通当たり前でしょう。
皆さんも我々議員もそうですけども、役所のじぇんこ使うんだはんで、何ともねっていうようなものの考え方で物事を進めていくんだったら、やっぱりこれからも、入札ってするのは再入札にすべきだと私は思っています。
以上です。
○議長（石田隆芳議員）　ほかに御質疑ありませんか。
齋藤律子議員。
○16番（齋藤律子議員）　前回、追加議案に対して説明を受けました。
今、教育委員会事務局長が５本の切り株、そして、今回９個の切り株。この９個の切り株のところに側溝ができるわけですね。という説明でしたね、前回。
そういうことから、今なんか５本の切り株も出て、ちょっとこう、分からないし、側溝がそこにできるのは初めから分かっていたのではないかと。
これまでの説明で、大変こう理解に苦しむ点があること。
それから、追加議案が多過ぎる。これは前にも私も指摘をしてきた問題です。説明か

らはちょっと判断がつきません。
そういうことで、評決は判断させていただきます。
○議長（石田隆芳議員）　ほかに御質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石田隆芳議員）　質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石田隆芳議員）　討論を終わります。
議案第57号を採決します。
本案は原案の通り決することに御異議ありませんか。
（「異議あり」と呼ぶ者あり）
○議長（石田隆芳議員）　異議がありますので、この採決は、電子表決システムにより採決します。
まず、参加ボタンを押してください。
本案は、原案のとおり原案可決と決することに、賛成の方は白、反対の方は青のボタンを押してください。
（電子表決）
○議長（石田隆芳議員）　賛成多数です。
よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。
議案第58号、財産の取得についてを議題とし、質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石田隆芳議員）　質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石田隆芳議員）　討論を終わります。
議案第58号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石田隆芳議員）　異議なしと認めます。
よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。
日程第６、閉会中における議会運営委員会、常任委員会、議会広報特別委員会及び議会改革特別委員会の継続調査についてを議題とします。
初めに、議会運営委員会委員長より議会運営に関する事項についての継続調査の申出がありました。また、各常任委員会委員長より委員会の所管事務調査についてを、議会広報特別委員会委員長より市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、議会改革特別委員会委員長より議会改革に関する事項等についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申出がありました。
お諮りします。
各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員）　異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定しました。

以上で、本定例会に付された案件は、全部終了しました。

これをもって、令和８年第２回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時01分　閉議及び閉会